

事 務 連 絡

令和 2 年 11 月 11 日

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における  
PCR 検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 2 年 11 月 11 日付け保医発 1111 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取り扱いについて」（令和 2 年 7 月 22 日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。以下「3 月 25 日課長通知」という。）

### 2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに 3 月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

#### 【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 検査班  
(代) 03-5253-1111 (内線 8133)

保医発 1111 第 1 号  
令和 2 年 11 月 11 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 11 月 11 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 中（28）を（29）とし、（27）の次に次を加える。

- （28） COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」 S A R S コロナウイル

ス核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 25 日健感発 0625 第 5 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現 行                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別添 1<br>医科診療報酬点数表に関する事項<br><br>第1章 (略)<br>第2章 特掲診療料<br>第1部・第2部 (略)<br>第3部 検査<br>第1節 検体検査料<br>第1款 検体検査実施料<br>D000～D022 (略)<br>D023 微生物核酸同定・定量検査<br>(1)～(27) (略)<br><u>(28) COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出(以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出</u> | 別添 1<br>医科診療報酬点数表に関する事項<br><br>第1章 (略)<br>第2章 特掲診療料<br>第1部・第2部 (略)<br>第3部 検査<br>第1節 検体検査料<br>第1款 検体検査実施料<br>D000～D022 (略)<br>D023 微生物核酸同定・定量検査<br>(1)～(27) (略)<br><u>(新設)</u> |

の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| <u>(29)</u> (略) | <u>(28)</u> (略) |
|-----------------|-----------------|